



修郎先生の事件簿2

小池雄一氏

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎（さしゅう・しゅうろう）は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスをを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

大谷翔平 大変だ、大変だ、ジョコウィ大統領がビデオメッセージで、コロナ・パンデミックの収束宣言を出したよ。

佐生修郎 大統領は相変わらず落ち着いた口調で明言していたね。6月21日付けで正式にコロナ禍収束だ。

大谷 実質的に2〜3ヵ月前からスカルノハッタ国際空港でのワクチン証明書チェックなど検査強化措置はなかったよね。実現場での検査措置の解除が先行して進め、大統領が最後に正式に追認し宣言した形だね。

佐生 政府統合コロナ対策ユニットから6月9日付けで規程2023年第1号が発出されて入国制限や移動規制の廃止が謳われたし、その前にも6月7日付けで法務人権大臣規程第19号でイミグレ関連のコロナ禍特別措置の停止が謳われた。

大谷 やったあ。これでワクチン接種やPCR検査といった面倒にオサラバってことだね。

佐生 一義的にはね。

大谷 おや、何か100%晴れない点でもあるの？今の「ビザ

コロナ収束、何が変わる？

発給」の現場の実態に問題でも？ 詳しく教えてよ。

佐生 まずは、観光向けの「ビザ免除」は未だ停止中だ。観光や家族訪問が目的の際には「VOA到着ビザ」を取得する事になる。

大谷 VOAでは会議・商談も可能だね。それに「eVOA」ならネット申請ができるしビザ代の決済もできるから簡単だ。

佐生 「211A・211B シングル訪問ビザ」や「212 マルチプル訪問ビザ」も従来通り申請取得できるようになった。

大谷 「212 マルチプル訪問ビザ」は受付件数が一日あたり100件に増えたから、余裕をもって申請できるようになったらしいね。

佐生 「312 就労ビザ」も駐在員向けの長期、

佐生 規程が変わってもシステムが変わらなければ現場の実運用は変わらない。そういう事がしばしば起こるのだよ。

大谷 あの救済措置はどうなったの？ 国内向けのビザ（DN）が発行できて、シンガポールに行かなくて済んだので良かったのだけだ。

佐生 救済措置は停止されたよ。もともと国内に居る人が出国し、また入国しなおすといった余計な人流を減らすのが目的だった。本来は国外からの入国許可の意味合いを持つビザを国内向けに発行するという異例中の異例の措置だったからね。

大谷 ということは、6年目ITAS滞在許可の取り直し（RENEW）やポジション変更目的の取り直し、転職での取り直しなどは、コロナ禍前と同様にシンガポールかどこか国外に一旦出国して、新しい入国ビザを以って入国しなおす事が必要ってことだね。

佐生 そう。従来のやり方に戻ったということだ。一方で、211B から国内に居たままでITAS滞在許可へステータス変更する（ITASコンバージョン）処理は従来通りできるぞ。これは救済措置ではなく、通常処理のひとつだからね。

大谷 あの国内向けのビザの救済措置はコロナ禍収束後も継続してもらいたかったのになあ。

佐生 そういう訳には行かないよ。コロナ禍は平時ではなく戦時体制同等だったのだから。今、注意すべきは申請システム上では今も国内向け（DN）が選択肢として表示され続けている、国内向けビザが申請できてしまうことだ。うっか

り国内向けビザとして申請

してしまつたら、使えないビザを発行したことになり、厄介なトラブルになるぞ。国外向け（LN）としてしっかり申請するように注意しなければね。

大谷 規程では不要になったはずの「ワクチン証明書」をビザ申請システムが未改修だという理由で提出し続けなければならなかったり、取消された国内向けのビザ申請が今もシステム的に申請ができてしまったり、相変わらず、「規程」現場運用「システム」という一貫した流れが感じられない状況だね。

佐生 我々にとつてはスッキリしないけど、インドネシア当局は別に問題視していないようだ。おそらく進歩や進化の道筋はお決まりの一本道ではなく、国により異なる道を通って異なる方向へ進んでそれなりに発展していくのだろう。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタツフへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。57歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿2」は、原則、毎月第1水曜日に掲載します。

佐生修郎 心得の条

一 コロナパンデミックは正式に収束した。空港の入国時にはワクチン証明書の提示は求められない。が、ビザ申請時にはシステムの求められている。認識しておくこと。

二 規程と現場運用システムという二環した流れを感じられる状態ではない。が、当局側にはそれを修正するつもりもなさそう。なので、その異なる考え方を受入れておくこと。